

－第11回 電力レジリエンスWG－
災害時連携計画(案)に対する意見等について

令和2年6月16日
全国電力関連産業労働組合総連合

1. 原案(災害時連携計画(案))について

(1) 基本的な受け止めについて

お示しいただいた原案については、本年1月にとりまとめられた検証結果など当WGにおけるこれまでのご論議において、電気事業者を実施主体として同計画に規定すべきと整理された事項等は、概ね盛り込まれているものと受け止めます。

一方、「災害時連携計画」の策定義務を規定した「エネルギー供給強じん化法案」が今通常国会で可決成立しましたが、同法案に対する附帯決議では、同計画について、「公衆安全並びに作業現場における労働安全衛生の確保を大前提とした上で、真に災害復旧の迅速化・円滑化に資するものとなるよう、現場の実態や関係者の意見等を踏まえながら検討を進めること」とされています。

また、「一般送配電事業者が共同して作成する」という同計画の位置づけ上、原案の内容は、あくまで一般送配電事業者が実施主体となる事項等が規定されているものと理解しますが、昨年12月5日の当WGでも申し上げたとおり、大規模自然災害など有事対応においては、私どもが働く電気事業者の取り組みだけでなく、むしろ国や地方自治体など行政が果たすべき役割が極めて重要と考えます。

国や自治体におかれては、私ども現場作業員が非常災害時に、本計画に基づいて全力で復旧作業に従事できるような環境の整備に尽力いただけるようお願いいたします。

(2) 関係機関との連携について

① 重要施設における自衛措置強化や迅速な倒木処理等に向けた対応について

(社会的重要施設のリスト整備等について)

- 医療機関や官公庁舎など、継続的な電力供給が必要な重要施設への自家発電設備等の導入や当該設備の稼働に必要な燃料の確保は極めて重要と考えます。

この点、原案では、各一般送配電事業者が各地方自治体に対し、こうした「自衛措置の推奨に努める」、あるいは、非常時に優先的に電力復旧を必要とする「社会的重要施設のリスト整備に協力する」とあります。

私どもとしては、本来、こうした自衛措置の強化や重要施設のリストアップは、当該自治体の一義的責任の下で対応いただくべきものと考えますが、その一方で、現在、各自治体におかれては、今般のコロナ禍への対応に専念せざるを得ない状況にあるのではないかと推察します。

ついては、有事においても医療機関など社会的重要施設の機能が維持されるよう、台風シーズンの到来を前に、政府関係府省庁の連携の下で、今一度、各自治体への働きかけやバックアップを行っていただく必要もあるのではないかと考えます。

(迅速な倒木処理等に向けた地方自治体との連携強化について)

○ 昨年の台風 15 号をはじめ、至近の災害時の停電長期化の主な要因は、甚大な倒木被害等によるものと考えますし、その意味で、平時の事前伐採による予防保全や災害時の倒木処理の迅速化のための各地方自治体と一般送配電事業者との連携の強化は極めて重要と考えます。

○ すでに各一般送配電事業者は、災害時の連携に向けた各地方自治体との協議・確認を鋭意進めており、引き続き、各自治体との協定の締結など連携強化に向けた努力が重ねられていくものと考えますが、こうした自治体と一般送配電事業者間の協議等に加え、そうした取り組みがより円滑に進むよう、政府がリーダーシップを発揮いただくことが効果的ではないかと考えます。

ついては、上述の重要施設のリストアップと同様、台風シーズンの到来を前に、「エネルギー供給強じん化法案」に対する附帯決議^{*1}の趣旨等も踏まえ、関係府省庁や自治体との調整や働きかけ等にご尽力いただくようお願いいたします。

(※1) エネルギー供給強じん化法案に対する附帯決議 (2020.6.4 参議院経済産業委員会)

一 事故等により電気の供給に支障が生ずる場合に備え、一般送配電事業者が速やかに支障を除去するために講ずべき対策について、予め検証を行うとともに、関係省庁間又は関係省庁と地方公共団体の間の調整等、国の役割を明確にしつつ必要な支援を行うこと。

② 新規参入者を含めた全ての電気事業者との連携について

○ 原案では、「電気事業者との連携」として、停電が長期化するエリアの自治体からの強い要請があり、やむを得ないと判断される場合は、一般送配電事業者がポータブル発電機等の貸し出しなど当該自治体が行う物資支給活動に協力する、とされています。

○ 他方、当WGの検証結果とりまとめには、「災害時には、一般送配電事業者のみならず、エリアの電力供給を担う、全ての事業者が一体として協調しながら災害対応業務を実施することが必要」であり、「停電の復旧に向けて、全ての電気供給事業者が一体となって組む必要があるため、こうした協力を促すために必要な一定の規律を

設けることが必要」、「昨今における災害の激甚化を鑑みれば、今後は新電力においても、例えば、保有するEVの活用・ポータブル発電機の貸し出しなどを通じ、災害時対応に積極的な協力を求めることが適切」とされています。

- 大規模自然災害など緊急時における早期復旧など、電力システム改革の実施以降も、電気事業に求められる公益的使命が果たされるよう、一般送配電事業者など一部の事業者だけではなく、新規参入者を含めた全ての発電事業者、送電事業者や配電事業者、小売電気事業者が協調し、各々が応分の責任を果たしていくことが重要と考えます。

(3) 応急復旧工法や設備仕様の共通化について

- 災害時連携計画には、迅速な復旧に資する電気工作物の仕様や復旧方法等の共通化に関する事項を記載するとされており、このうち復旧方法については、「原則として停電作業での仮復旧工法」と規定されており、迅速な復旧に資するものと考えます。

また、設備仕様の共通化については、昨年12月5日の当WGにおいて、現場第一線の作業員が、入職直後から自らが働く現場の設備や資機材、作業工法等をベースに長年訓練や実務を積み重ね技能・技術を維持継承しながら現在に至っているといった実情等をご紹介したうえで、設備仕様の共通化が真に作業安全の向上や復旧迅速化に資するかどうか見極めつつ、現場との連携等も含め丁寧かつ慎重にご検討いただきたい旨、申し上げました。

- この点、「エネルギー供給強じん化法案」の国会審議においては、政府より「地域の特性や現場の実情を踏まえて、現場の混乱や作業安全の低下等につながらないように十分に配慮しつつ、丁寧な検討を進めていくこととしたい」と答弁があり、また、同趣旨の附帯決議^{※2}も採択されているところです。

については、今後の設備仕様の共通化に関するご検討に際しては、こうした国会審議経過等をしっかりと踏まえたうえで、現場における作業安全の確保を大前提として、地域特性や現場の実情を踏まえ、現場の混乱や作業安全の低下等につながらないように十分に配慮しながら丁寧に進めていただくようお願いいたします。

(※2) エネルギー供給強靱化法案に対する附帯決議 (2020.6.4 参議院経済産業委員会)

- 二 (中略) また、同計画で定める電気工作物の仕様の共通化の検討に当たっては、作業の安全確保を大前提とし、現場の混乱や作業効率の低下等に繋がることのないよう配慮すること。

2. 感染流行下における広域災害時の応援派遣を巡る諸課題について

本日議題の「災害時連携計画」(案)に対する意見は「1.」のとおりですが、現下のわが国の状況を踏まえ、今後の非常災害対応にあたり、国あるいは地方自治体におきまして、ご検討あるいはご留意いただきたい現場課題について何点か申し上げます。

去る5月25日に全ての都道府県で緊急事態宣言が解除されたとはいえ、今後わが国社会は、ワクチンや治療薬が開発・定着までの間、ある程度の長期戦も覚悟しつつ、ウイルスとの共存という大変難しい舵取りのなかで社会経済活動を進めていく必要があります。

こうしたなか、今後の非常災害への対応にあたって、感染リスクの存在を所与の前提としたうえで、例えば、今般の新型コロナウイルスのような感染症流行下での大規模自然災害といった複合災害も視野に入れておくことも肝要ではないかと考えますし、そうした複合災害への対応において強く求められるのは、縷々申し上げてきたとおり、国や地方自治体の機能や役割ではないかと考えます。

この点、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針^{※3}において、私どもが働く電気事業に対しては、電力の安定供給の維持を通じて国民生活・国民経済の安定を確保するための事業の継続が求められていますが、その一方で、政府に対しては、こうした公益的事業の継続に支障が生じることのないよう、必要な支援を行うことが明記されています。

については、「エネルギー供給強じん化法案」に対する附帯決議の趣旨等も踏まえ、感染症の拡大防止と迅速・円滑な災害復旧の可能な限りの両立を目指す観点から、特に国や地方自治体に果たしていただきたい役割等についてご意見申し上げます。

(※3) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 (2020.3.28 (5.25 変更))

4) 社会機能の維持 (抜粋)

- 地方公共団体、指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信、金融業等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- 国民生活・国民経済の安定確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図る。

(1) 「3密」回避の必要性などコロナ禍に伴う現場作業環境の変化

- 現在、私ども電力関連産業の各部門で働く労働者は、感染症パンデミックの下でも電力の安全・安定供給を維持するための事業継続計画（BCP）や上述の基本的対処方針に基づくガイドライン等に則った業務運営を行っています。
- 例えば、電気工事業の現場第一線では、マスク着用等は勿論、作業エリアにおける区画の設定や作業員間の社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）の確保、作業あたりの人数制限や複数班化、車両移動時の同乗・相乗りの回避、作業間の休息・休憩や食事時における十分なスペース確保の必要性など、いわゆる「3密」を避けるための各種感染予防対策を講じながら日常業務にあたっています。
こうした措置はコロナ禍に伴い必要な対応とはいえ、こうした平時の作業環境においても、状況次第では作業安全の確保や作業効率の観点で影響が生じかねない様々な制約のなかで業務遂行を行っているのが実情です。
- このようななか、今般のような感染症流行下で、仮に昨年台風15号のような災害が発生し、一般送配電事業者エリアや都道府県境を跨ぐ全国的な応援派遣が実施される場合、被災エリア外からの作業員の集結、被災エリア内での復旧作業とこれに伴う作業員の現場間移動、関係機関や住民との接触、一定期間の宿泊等を通じ、被災地住民の皆様と作業員双方の感染リスクを高めるおそれがないか懸念します。

いずれにせよ、災害現場という平時とは比べ物にならない過酷な条件下で、しかも上述のような「3密」に陥る数多くのリスクを抱えるなかで、感染防止や作業安全に配慮しながらの復旧作業には相応の困難が伴うものであり、例えば、被害状況の把握から現場における設備復旧や停電解消に至る作業効率やスピード等についても、「コロナ前」の災害現場とは状況が大きく変化しているということをご理解いただく必要があると考えます。

(2) 応援派遣にあたって考慮・確認すべき事項等

① 派遣元・派遣先自治体との協議等について

- 政府の緊急事態宣言の発令、あるいは感染症流行下にある地方自治体から移動自粛要請等が行われているようななかで非常災害が発生し、広域的な応援派遣を実施しようとする場合、応援事業者、被災事業者はそれぞれ、派遣元あるいは派遣先の自治体との間で、復旧作業員の派遣あるいは受け入れの可否、被災地域の感染状況も踏まえた感染予防対策、派遣終了後の措置等（派遣元への帰還後に一定期間の自宅待機を要請される可能性あり）について協議等を行うこととなります。

またその際は、派遣元や派遣先の地域住民の皆様や作業員の安全と健康の確保等を考慮した応援派遣の在り方について各自治体との間で確認しておく必要があります。

さらに応援事業者は、上述のように派遣元自治体から応援帰還後の待機措置が求められる場合は、かかる措置に伴う現場業務運営への影響等も考慮したうえで適切な応援規模等を判断することになります。

- 原案にもある通り、災害時の復旧応援は、被災事業者を除く各一般送配電事業者の判断において自主的に実施されることが原則と認識していますが、感染リスクの存在を前提とした今後の応援派遣においては、派遣元や派遣先の公衆並びに作業員の安全と健康を確保する観点から、災害発生時点での各地域の感染状況や各地方自治体の意向、派遣終了後の待機措置等の影響といった、従前になかった新たな課題など多くの要素を考慮せざるを得ません。

そうしたなか、例えば、被災事業者の被害が甚大な場合に応援事業者に対し、被災事業者からの要請を待たず「プッシュ型」で応援派遣を行うといったことが求められるとしても、その際は、上述のような「コロナ前」とは大きく異なる多くのハードルをクリアしなければならないということをご理解いただく必要があると考えます。

② 自治体による復旧作業員の受け入れ拒否の可能性等について

- 政府の緊急事態宣言発令下で都道府県境を跨ぐ移動が制限される場合に加え、前述の地方自治体との協議等の過程において、被災エリアの自治体あるいは被災地までの移動経路上の自治体の首長や地域住民の皆様から、復旧作業員の受け入れや経路の通過を拒まれるような事態^{*4}も十分想定されます。

こうした場合、感染拡大の防止と被災地の停電復旧をいかにバランスさせ、いずれを優先するのかといった点は、一義的には当該自治体のご判断と考えますし、私ども現場作業員としては、そうしたご判断に従う他ありません。

- 従って、上述のようなケースにおいて、「そうした上でも早期に停電解消しなければならない」といった急迫の必要性があるか否かの判断は国が行うべきであり、そうした判断に基づく当該自治体に対する要請や指示等については、「全て国がその権限と責任の下で行う」ということを明確にさせていただく必要があると考えます。

(※4) 配電現場ではないものの、例えば、火力発電所や原子力発電所等の法定点検や安全対策工事、お客さまの電気設備の保安点検等の現場では、近隣住民の方々から、都道府県境を跨いだ作業員の受け入れやお客さまの立会による作業員との接触等を拒まれるケースも発生しています。なお、規制当局からは、こうした状況も踏まえ、安全確保を前提に、可能な範囲で保安規制の柔軟な運用も実施されています。

③ 災害現場における「3密」回避のための支援のお願い

- 高温・多湿な酷暑期の風水害や厳寒期の大規模地震をはじめ、災害復旧現場という平時とは異なる過酷な環境下で、感染症影響も考慮しながら、公衆並びに作業員の安全衛生を確保しつつ効率的な復旧作業を進めるうえで、「3密」を回避し得る十分なスペースを有する休憩所や宿泊所等を確保することは極めて重要と考えます。
- この点、原案では、応援の実施にあたって、「現地での応援者の身の回り品、生活必需品（食料、水、寝袋、テント等）、宿泊場所の手配は、応援事業者で準備することを基本とする」と記載されていますが、今般のような感染症流行下においては、相当規模の作業員を収容可能な民間宿泊施設を確保すること決して容易ではないと考えられます。あらためて、国や地方自治体からの格段のご支援やお力添えをお願いします。
また、仮に災害復旧の現場において作業員に感染の疑いが生じた場合は、直ちに現地で医療機関を受診できるような体制整備も重要と考えます。

さいごに～現場第一線の労働者に対する配慮事項等について

- 復旧作業に従事するため被災地に派遣された作業員が期せずして感染症に罹患してしまった場合は、感染者本人の速やかな医療機関の受診や濃厚接触者の自宅待機など丁寧な措置が講じられなければなりません。その際は、今般のコロナ禍において、医療従事者やその家族に対するハラスメント等が散見されたことも踏まえ、当該作業員とその家族の人権や尊厳、個人情報保護等に十分配慮されるよう切望いたします。
- 他の指定公共機関等で働く方々と同様、災害復旧対応のみならず平時においても、引き続き感染リスクと隣り合わせのなかで、電力の安全・安定供給を通じて社会機能維持事業に働く者としての責務を全うできるよう、有効なワクチンや治療薬が開発・定着するまでの間、現場第一線の労働者の安全と健康を確保するため、PCR検査をはじめとする各種検査体制の充実に向け、関係府省との連携の下で取り組んでいただくようお願いいたします。

以上